

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する  
実務上の取扱い（案）」に対するコメント（案）

Q1-A-3-①について

「出資者が投資事業組合の業務執行権の 100 分の 40 以上を有していない場合でも、出資額（又は資金調達額）の総額の半分以上を越える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分以上を越える多くの額を享受又は負担する場合等には、業務執行権の過半の割合を有する者が独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしているときを除き、通常、当該業務執行権の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該当するため、当該出資者の子会社に該当する。」

- ・ そもそも出資者が業務執行の決定を行う任意組合を除き、制度上、業務執行と出資が切り離されている匿名組合や投資事業有限責任組合において、単に出資割合や利益享受割合を基準に連結範囲の決定を行うことは、支配力基準の考え方に馴染まない。また従来の考え方からも大きく踏み出しており、実務上の取扱いをより明確にするもの（従来の考え方の変更ではない）とする本件主旨との整合性がとれていない。
- ・ 「・・・、通常、当該業務執行権の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該当する・・・」とあり、組合への出資額や利益享受割合に基づき形式的に緊密な者の判定を行うように読めるが、実態を無視した判定が行われる可能性があること、また従来の考え方とも異なることから、適当ではない。
- ・ なお、匿名組合や投資事業有限責任組合において、業務執行権の過半を有すると見られる営業者や無限責任組員が形式的なものにすぎない場合には、それらの営業者等の設立経緯、出資・人事面等における関係、マネジメント契約等による実質的な業務執行権の所在等から、実質支配者の特定を行うことが、支配力基準の考え方に照らして適正であり、単なる出資割合や利益享受割合を判定の基準とすべきではない。
- ・ 実質的に業務執行の決定を行う者が他に存在する場合、出資額等の過半を拠出あるいは損益の過半が帰属する者は、資金運用を委託しているのみであり、支配力等を有しない（以下、資金運用委託者）。この場合、資金運用委託者が当該組合を子会社等とすることは、事実と異なる表記をすることとなり、利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れがある。したがって、業務執行決定者が当該組合を連結するしないに関わらず、資金運用委託者は、当該組合を子会社等とすることはしない旨を確認されたい。

その他

- ・ 財務諸表等規則第 8 条第 7 項において、一定の条件を満たす事業体については出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている点について、本件（案）においてもその取扱いを否定するものではないことを明確にすることが望ましいと考える。

以上